

辻泰弘 国会ニュース

つじやすひろ Kokkai News 2002年5月24日 NO. 13

厚生労働委員会で国会質問第9弾！

障害者の雇用促進・雇用確保に全力を！！



皆さん、いかがお過ごしでしょうか。

私、辻泰弘は、日頃の全力投球がたたってか、少し体調を崩し、風邪気味で、のどの調子が悪く、一昨日、国会内の医務室で処方して頂いた抗生物質などの薬で、ようやく快方に向かっている有り様です。

昨日の厚生労働委員会で的一般質問の際には、いつもの美声が出せませんでした。

さて、現在、参議院での法案審議は佳境に入り、法案の多い厚生労働委員会はフル稼働。来週は、「『薬事法』および『採血及び供血あっせん業取締法』の改正案」に対する質問を行う予定で、薬を飲みながら、薬に関する勉強をしなければなりません。

「毒にも薬にもならない」質問ではなく、「薬になる」質問にしたいと思っています。

以下、4月23日の厚生労働委員会における「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」（4月24日成立）に対する質疑の概要をご報告いたします。

◆ワークシェアリングに財政支援を！

辻泰弘 ワークシェアリングは今や大きなうねりとなっている。その促進のために、政府も力を尽くすとのメッセージが、国民全体に伝わるのが大事だ。

日本のワークシェアリングが、若葉マークをつけて元気に発進できるようにすべきだ。

財政支援についての方針を聞きたい。

坂口 厚生労働大臣

政労使の合意を経て、緊急型ワークシェアリングをスタートさせることになった。

特別会計の中の雇用調整助成金での対応や一般会計での措置につき、財務省と相談し、最終結論を出さねばならない。

メーデー（中央）は4月27日だ。それまでに結論を出したい。

◆冷蔵庫のように冷たい生活保護行政！

＜読売新聞・記事参照一3頁目＞

辻泰弘 冷蔵庫を最低生活の一部と位置づけられない厚生労働省の冷たい見解について、大臣は検討させると答えた。どう事務方に検討させ、いつまでに答えを出すのか。

坂口 厚生労働大臣 余りにも冷蔵庫のように冷たい話では具合が悪い。近い内にもう少しわかりやすく全国に通知したい。

◆障害者法定雇用率の達成を！

辻泰弘 障害者の法定雇用率が未達成の公的機関には是正を求めるとともに、機関名を公表すべきだ。

澤田 厚生労働省職業安定局長 教育委員会などに対する雇用率の達成指導を行う。実績は、開示請求に対して開示している。

◆実効ある障害者計画の策定を！

辻 泰弘 障害者基本法は、国には計画策定を義務づけ、都道府県・市町村には努力義務を課している。

都道府県では進んでいるが、市町村では計画策定に至っていないところも多い。

都道府県・市町村が、具体的な数値目標を入れた実施計画を策定するよう、政府として要請すべきではないか。

2002 年度で終期を迎える障害者基本計画は5 年程度の期間とすべきだ。また、新たな障害者プランも策定すべきだ。

江崎 内閣府政策統括官

全国市町村で地域の実情に応じた計画の策定が促進されるよう努めていきたい。

2003 年度からの新しい障害者基本計画の策定、その前期5 カ年の重点実施計画たる障害者プランの策定を決定している。

◆テレワークの積極的導入を！

辻 泰弘 産業、企業の都市集中が障害者の就職を阻害する要因となっている。

テレワーク（在宅就労など）の積極的な導入は、障害者の雇用促進に大変有効だ。

推進のための対策を講ずるべきだ。

狩野 厚生労働副大臣

今年度から、社会福祉法人と連携し、テレワークを希望する障害者に対する相談、情報提供などの支援を行っている。

在宅就労を円滑に進めるシステムの検討を行いたい。

◆障害者のトライアル雇用の拡充を！

辻 泰弘 障害者のトライアル雇用事業は応募者が多く、2001 年度には予算超過となった。2002 年度では上積みされたが、不十分。状況に応じ補正で対処すべきだ。

澤田 厚生労働省職業安定局長

多くの障害者が円滑に雇用に移行できるよう、まずは努力したい。

◆視覚障害者の雇用に万全を！

辻 泰弘 視覚障害者の雇用確保のための雇用率が達成されているかどうか、しっかり把握し、指導していくべきだ。

澤田 厚生労働省職業安定局長

2001 年度と同雇用率は、55.6%。努力義務の70%を若干下回っている。

同雇用率未達成事業主に対し、個別に指導を行っている。

◆所得税の障害者控除を守れ！

辻 泰弘 政府税調で障害者控除の見直しの動きがある。障害者の立場に立つべき厚生労働省として、どう対処するつもりか。

坂口 厚生労働大臣

障害者控除は、障害があるがゆえに追加的に費用がかかることによる税負担能力の低下を考慮して設けられたものである。

障害者の福祉の増進をはかる上で、重要な意義を有している。

ご意見・ご要望等ございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

< 兵庫県事務所 > TEL078-230-8824 / FAX078-230-8825

< 東京事務所 > TEL03-3508-8402 / FAX 03-5512-2402